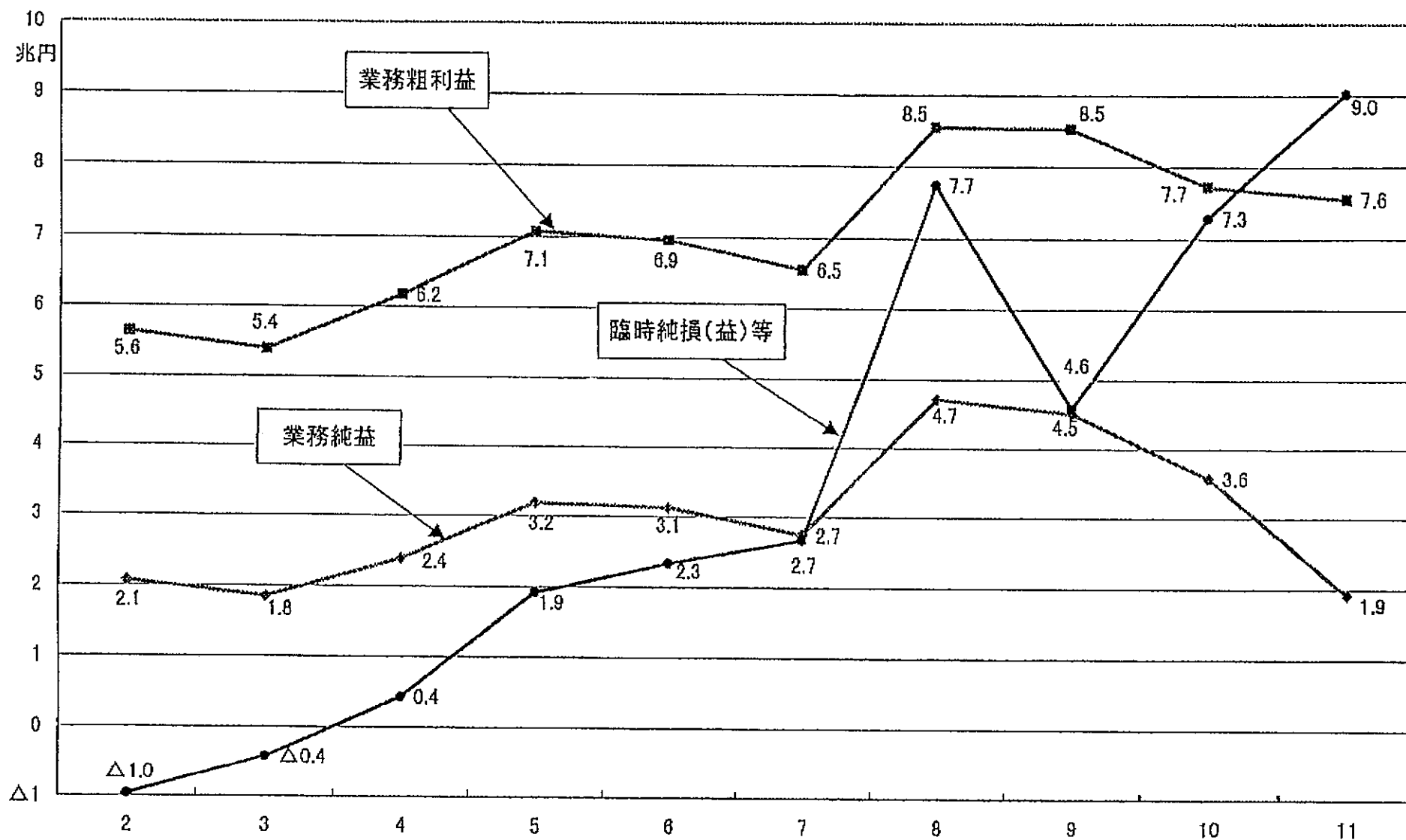
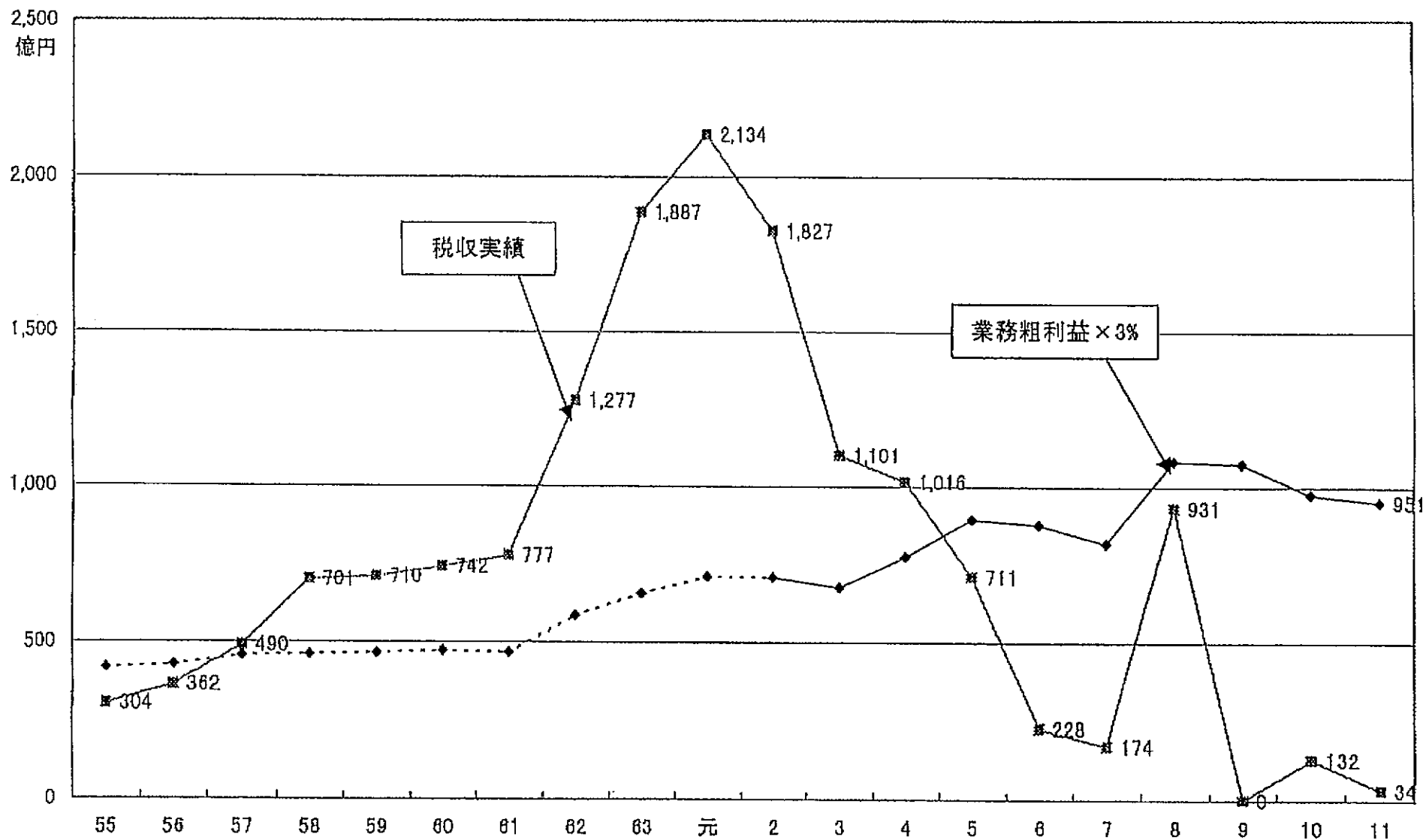


主要19行の業務粗利益、業務純益及び臨時純損(益)等の推移



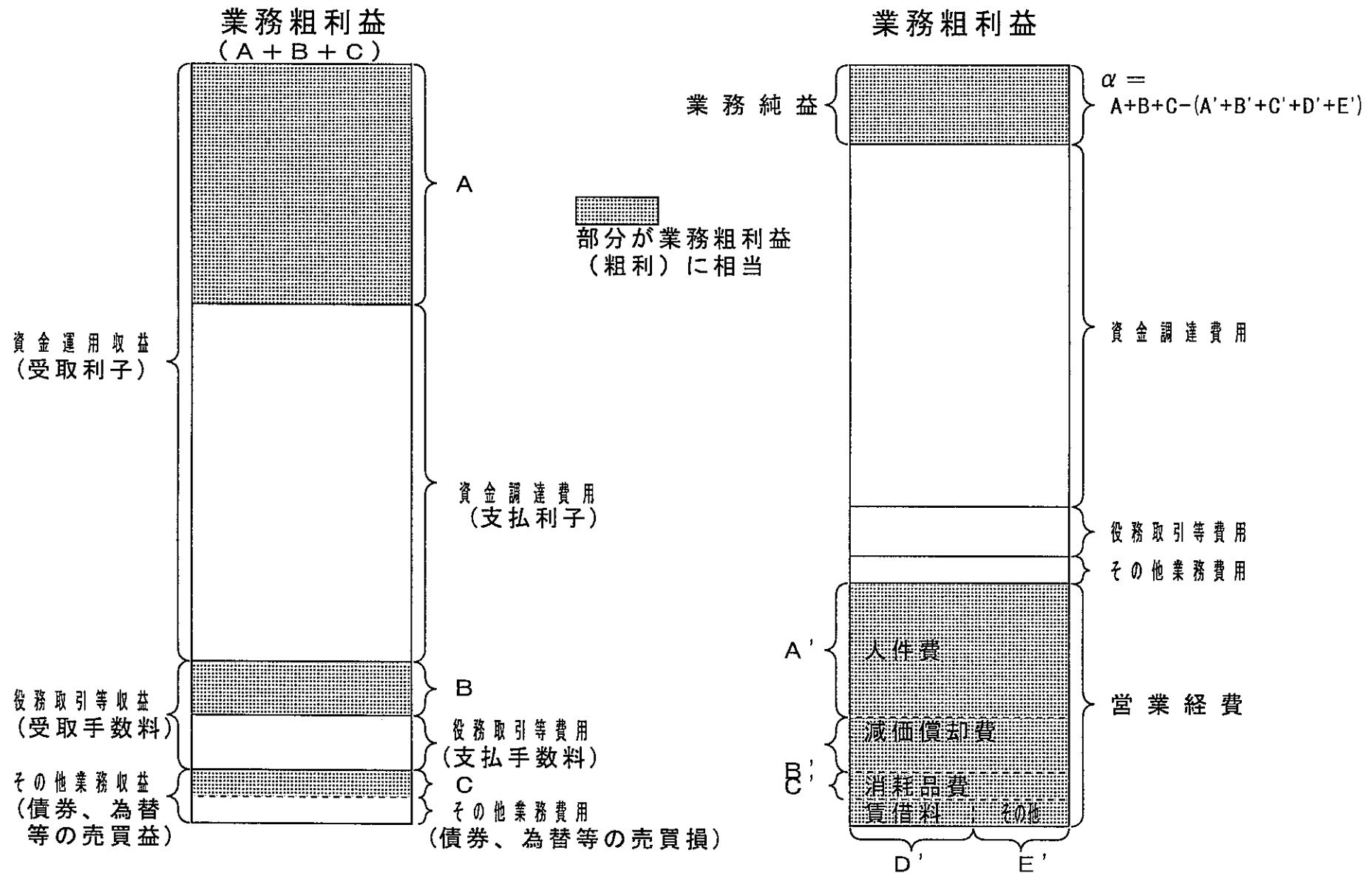
(注)「臨時純損(益)等」とは、株式売却損益、貸出金償却、特別損益などである。

主要19行の税収実績と業務粗利益に対する税額の推移

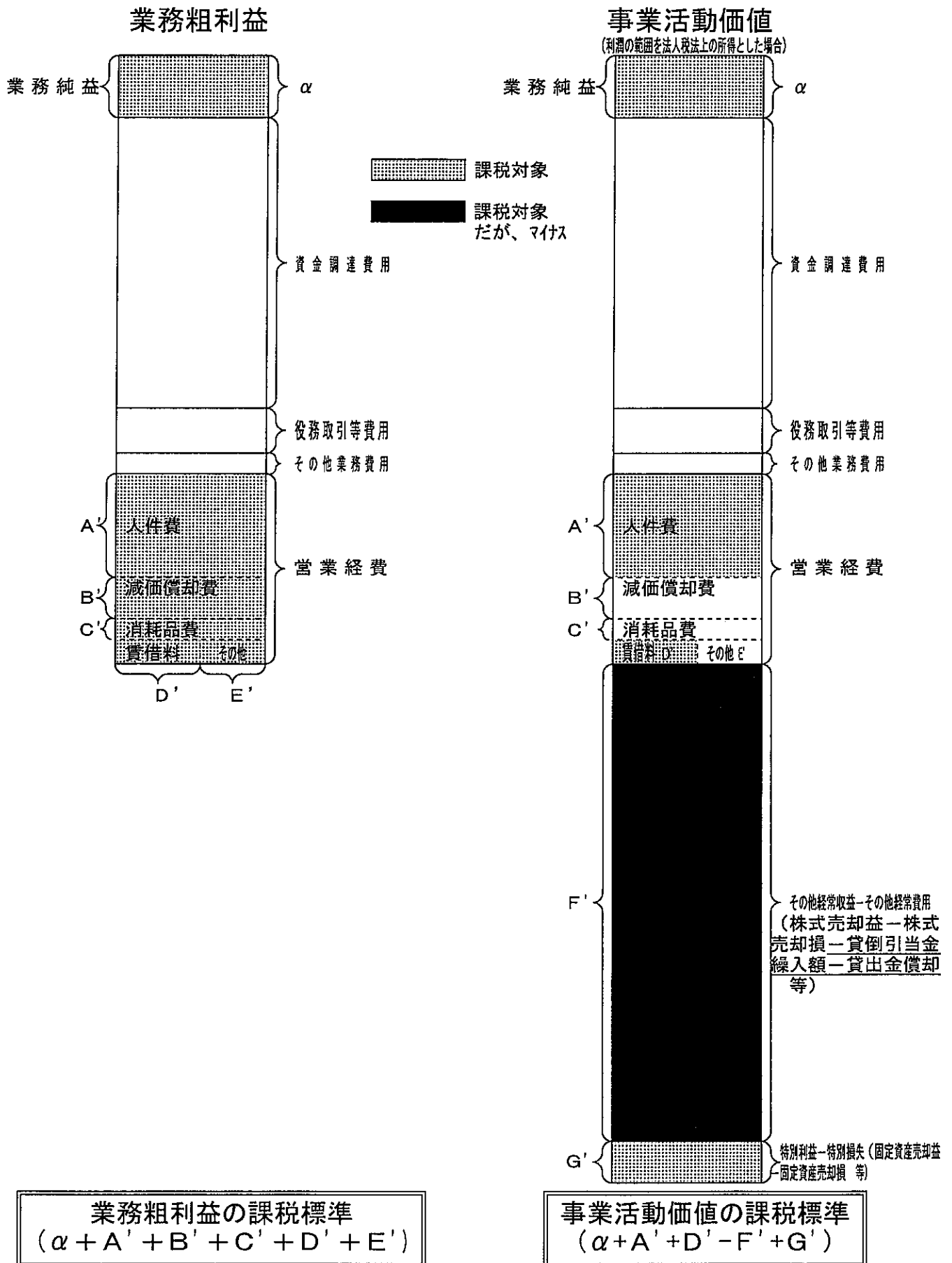


(注)業務粗利益は平成2年3月期から公表されている。これ以前については、業務粗利益の資金運用収益に対する割合を平成2年度以降の傾向を勘案して1.25とし、業務粗利益の税収を試算している(グラフの点線部分)。

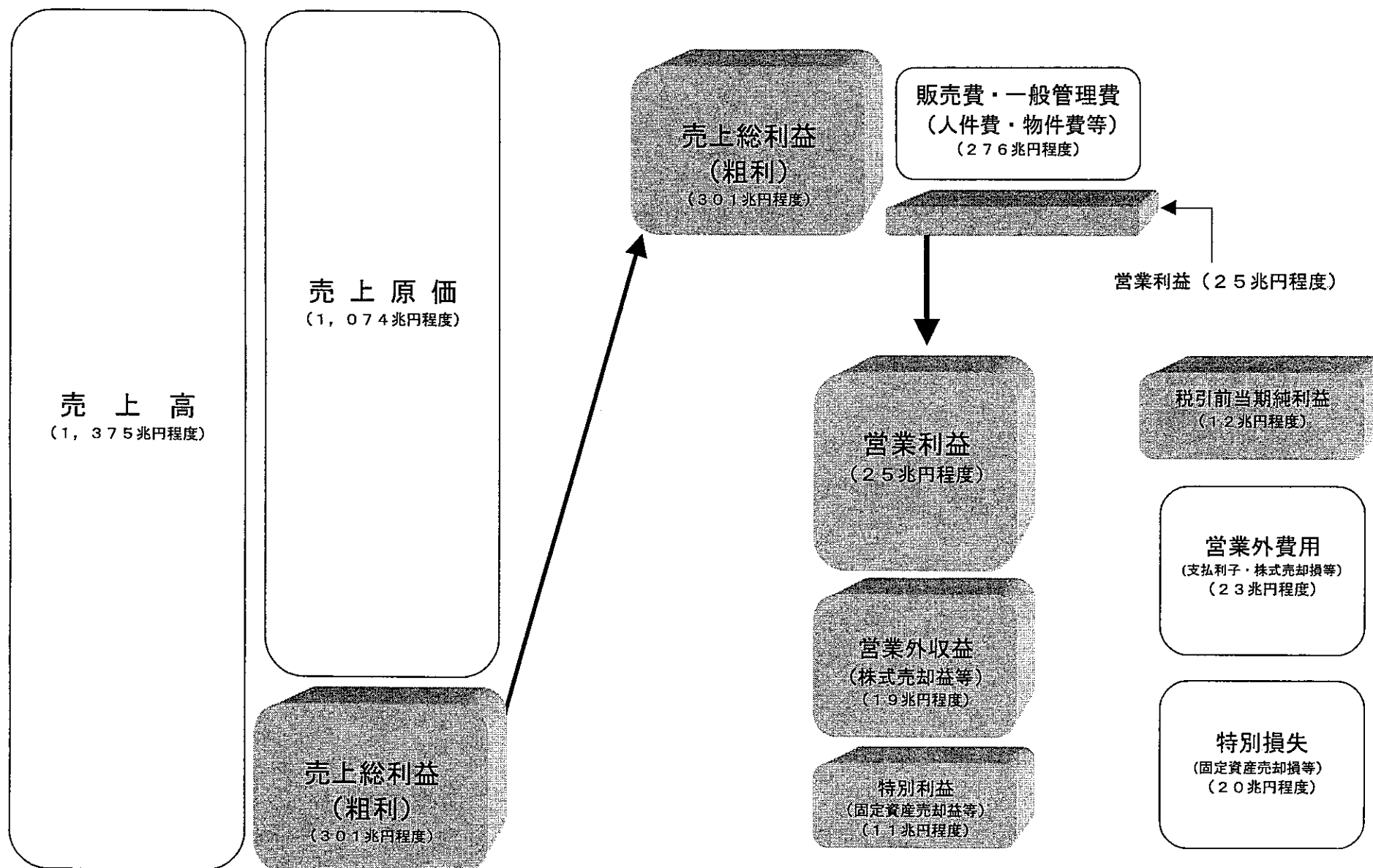
銀行業における業務粗利益（粗利）とは



銀行業における業務粗利益（粗利）と事業活動価値



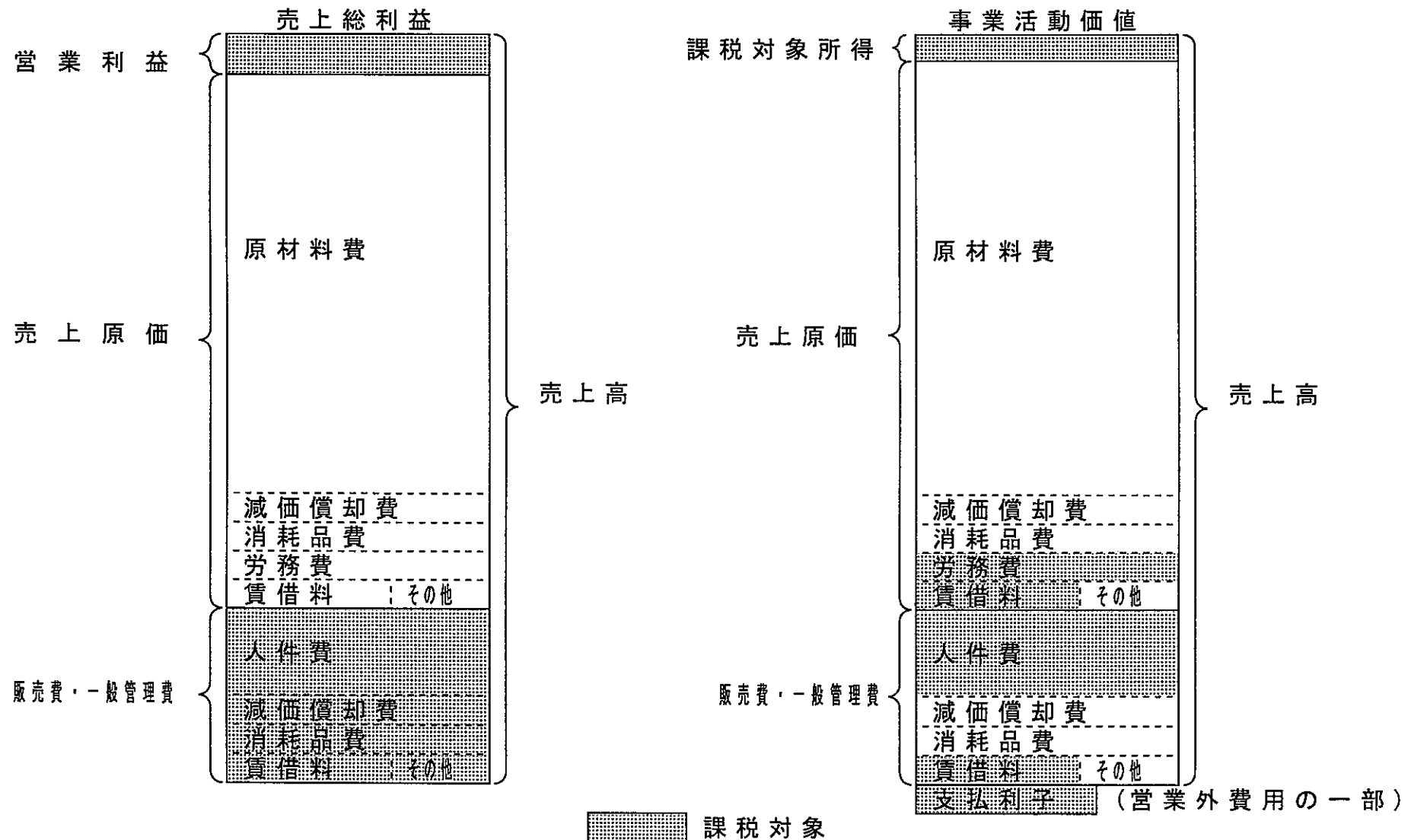
売上総利益（粗利）の概略図



(注) 1 平成10年度「法人企業統計年報」(大蔵省)により算出。

2 法人事業税の対象産業を集計。ただし、金融業に係るものは、含まれていない。

銀行業以外の売上総利益（粗利）と事業活動価値の比較



企業会計原則（抄）

（営業利益）

三 営業損益計算は、一会計期間に属する売上高と売上原価とを記載して売上総利益を計算し、これから販売費及び一般管理費を控除して、営業利益を示す。

A 略

B 売上高は、実現主義の原則に従い、商品等の販売又は役務の給付によって実現したものに限る。ただし、長期の未完成請負工事等については、合理的に収益を見積り、これを当期の損益計算に計上することができる。

C 売上原価は、売上高に対応する商品等の仕入原価又は製造原価であつて、商業の場合には、期首商品たな卸高に当期商品仕入高を加え、これから期末商品たな卸高を控除する形式で表示し、製造工業の場合には、期首製品たな卸高に当期製品製造原価を加え、これから期末製品たな卸高を控除する形式で表示する。

D 売上総利益は、売上高から売上原価を控除して表示する。
役務の給付を営業とする場合には、営業収益から役務の費用を控除して総利益を表示する。

E 略

F 営業利益は、売上総利益から販売費及び一般管理費を控除して表示する。
販売費及び一般管理費は、適当な科目に分類して営業損益計算の区分に記載し、これを売上原価及び期末たな卸高に算入してはならない。ただし、長期の請負工事については、販売費及び一般管理費を適当な比率で請負工事に配分し、売上原価及び期末たな卸高に算入することができる。

株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則
(昭和三十八年三月三十日法務省令第三十一号) (抄)

(経常損益の部)

第三十八条 営業損益の部及び営業外損益の部は、売上高、売上原価、販売費及び一般管理費その他の収益又は費用の性質を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない。

(営業損益)

第三十九条 営業収益の合計額と営業費用の合計額との差額は、営業利益又は営業損失として記載しなければならない。

(経常損益)

第四十一条 第三十九条の営業利益又は営業損失の額に、営業外収益の合計額と営業外費用の合計額を加減した額は、経常利益又は経常損失として記載しなければならない。

(特別損益の部)

第四十二条 特別損益の部には、前期損益修正損益、固定資産売却損益その他の異常な利益又は損失についてその内容を示す適当な名称を付した科目を設けて記載しなければならない。

(当期損益)

第四十三条 第四十一条の経常利益又は経常損失の額に、前条の利益の合計額と損失の合計額を加減した額は、税引前当期利益又は税引前当期損失として記載しなければならない。

2 税引前当期利益又は税引前当期損失に加減すべき次の各号の額は、その内容を示す適当な名称を付して前項の税引前当期利益又は税引前当期損失の次に記載しなければならない。

一 法人税その他の税の額

二 法人税等調整額

3 税引前当期利益又は税引前当期損失の額に、前項各号の額を加減した額は、当期利益又は当期損失として記載しなければならない。

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則

(昭和三十八年十一月二十七日 大蔵省令第五十九号) (抄)

(損益計算書の記載方法)

第六十九条 損益計算書の記載方法は、本章の規定の定めるところによる。

2 損益計算書は、様式第三号により記載するものとする。

(売上総損益金額の表示)

第八十三条 売上高から売上原価を控除した額(売上原価が売上高をこえる場合は、売上原価から売上高を控除した額)は、売上総利益金額又は売上総損失金額として表示しなければならない。

(営業損益金額の表示)

第八十九条 売上総利益金額から販売費及び一般管理費の合計額を控除した額(販売費及び一般管理費の合計額が売上総利益金額をこえる場合は、販売費及び一般管理費の合計額から売上総利益金額を控除した額)を営業利益金額若しくは営業損失金額として表示し、又は売上総損失金額に販売費及び一般管理費の合計額を加えた額を営業損失金額として表示しなければならない。

2 第八十六条ただし書の規定により販売費及び一般管理費の次に別に掲記した費用の金額は、前項の営業利益金額又は営業損失金額の表示については、販売費及び一般管理費の合計額に加算しなければならない。

(参考)

(研究開発費の注記)

第八十六条 一般管理費及び当期製造費用に含まれている研究開発費については、その総額を注記しなければならない。

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の適用対象となる法人の条件
(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第一条等により)

- ・ 資本金五億円以上
- ・ 株券等の所有者数三百人以上 等

損益計算書

自 平成×年×月×日 至 平成×年×月×日

I	売上高		× × ×
II	売上原価		
1	商品（又は製品）期首たな卸高	× × ×	
2	当期商品仕入高（又は当期製品製造原価）	× × ×	
	合 計	× × ×	
3	商品（又は製品）期末たな卸高	× × ×	× × ×
	売上総利益		× × ×
III	販売費及び一般管理費		
	・ ・ ・ ・ ・	× × ×	
	・ ・ ・ ・ ・	× × ×	
	・ ・ ・ ・ ・	× × ×	× × ×
	営業利益（又は営業損失）		× × ×
IV	営業外収益		
	受取利息及び割引料	× × ×	
	有価証券利息	× × ×	
	受取配当金	× × ×	
	仕入割引	× × ×	
	投資不動産賃借料	× × ×	
	・ ・ ・ ・ ・	× × ×	
	・ ・ ・ ・ ・	× × ×	× × ×
V	営業外費用		
	支払利息及び割引料	× × ×	
	社債利息	× × ×	
	社債発行差金償却	× × ×	
	社債発行費償却	× × ×	
	売上割引	× × ×	
	・ ・ ・ ・ ・	× × ×	
	・ ・ ・ ・ ・	× × ×	× × ×
	経常利益（又は経常損失）		× × ×
VI	特別利益		
	前期損益修正益	× × ×	
	固定資産売却益	× × ×	
	・ ・ ・ ・ ・	× × ×	
	・ ・ ・ ・ ・	× × ×	× × ×
VII	特別損失		
	前期損益修正損	× × ×	
	固定資産売却損	× × ×	
	災害による損失	× × ×	
	・ ・ ・ ・ ・	× × ×	
	・ ・ ・ ・ ・	× × ×	× × ×
	税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）		× × ×
	法人税、住民税及び事業税	× × ×	
	法人税等調整額	× × ×	× × ×
	当期純利益（又は当期純損失）		× × ×
	前期繰越利益（又は前期繰越損失）		× × ×
	中間配当積立金取崩額		× × ×
	中間配当額		× × ×
	中間配当に伴う利益準備金積立額		× × ×
	当期末処分利益（又は当期末処分損失）		× × ×

（記載上の注意）

別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

売上総利益と事業活動価値の規模（全国ベース）

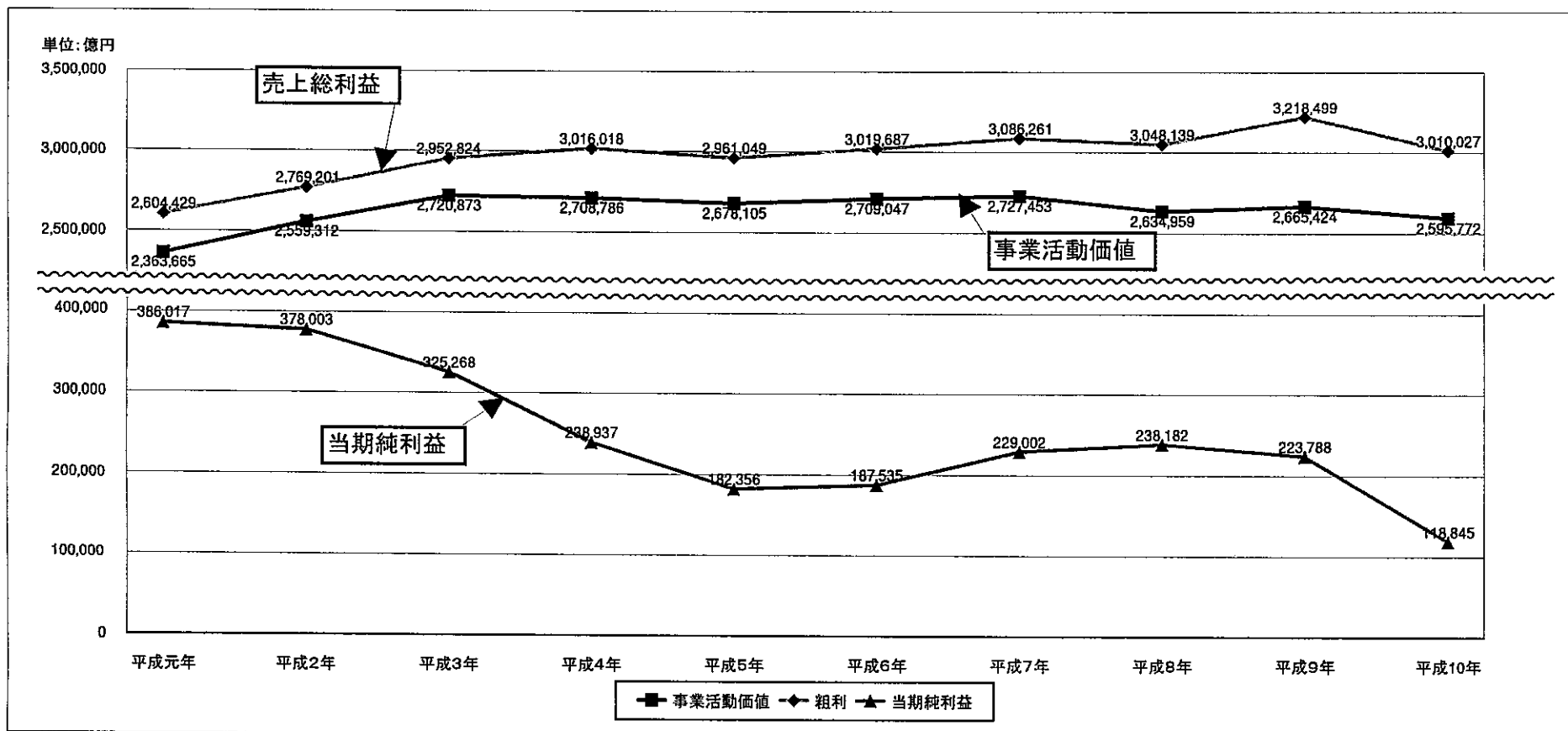
事業活動価値＝１００
（単位：億円）

	平成元年	平成２年	平成３年	平成４年	平成５年
売上総利益①	2,604,429 110.2	2,769,201 108.2	2,952,824 108.5	3,016,018 111.3	2,961,049 110.6
事業活動価値②	2,363,665 100.0	2,559,312 100.0	2,720,873 100.0	2,708,786 100.0	2,678,105 100.0
①－②	240,764 10.2	209,889 8.2	231,950 8.5	307,232 11.3	282,944 10.6

	平成６年	平成７年	平成８年	平成９年	平成10年
売上総利益①	3,019,687 111.5	3,086,261 113.2	3,048,139 115.7	3,218,499 120.7	3,010,027 116.0
事業活動価値②	2,709,047 100.0	2,727,453 100.0	2,634,959 100.0	2,665,424 100.0	2,595,772 100.0
①－②	310,639 11.5	358,808 13.2	413,181 15.7	553,075 20.7	414,255 16.0

- （注） 1 「法人企業統計年報」（大蔵省）から算出。
2 法人事業税の対象産業を集計。ただし、金融業に係るものは、含まれていない。

(参 考)



(注) 1 「法人企業統計年報」(大蔵省)により算出。

2 各指標は、次のデータを用いた。

① 売上総利益(粗利)……売上高－売上原価(営業利益＋販売費・一般管理費)

② 事業活動価値……税引前当期純利益、役員給与、従業員給与、福利厚生費、支払利子・割引料及び不動産賃借料の合計額

③ 当期純利益……税引前当期純利益

3 法人事業税の対象産業を集計。ただし、金融機関分は含まれていない。